

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 ときがわ町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	4	710	14	710	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	4	2,700	6	2,600	0	50
1	80	キシレン	3	1	5,840	4	4,740	0	1,070
1	300	トルエン	2	3	9,140	2	8,740	0	400
1	302	ナフタレン	1	4	790	12	790	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	4	6,300	3	6,300	0	0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1	4	2,400	7	2,400	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	4	1,500	10	1,500	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	4	910	11	910	0	0
1	667	炭化けい素	1	4	1,700	8	1,700	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	3	1	4,010	5	2,010	0	2,000
1	731	ヘプタン	1	4	1,600	9	1,600	0	0
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	4	72,000	1	72,000	0	0
3	11	メタノール	1	4	760	13	730	0	30
		合計	—	—	110,360	—	106,730	0	3,550

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。